水第1号議案

水道管漏水事故についての損害賠償額の決定 水道管漏水事故について、次のように損害賠償の額を定める。 平成24年6月8日提出

横浜市長 林 文子

- 1 損害賠償の額 31,600,000円
- 2 被 害 者 東京都港区海岸 1 丁目 5 番20号 東京瓦斯株式会社
- 3 事故の概要 平成19年5月18日金沢区富岡西三丁目において水道管が老朽化したことにより漏水し、このため被害者の施設の一部を破損し、一時、付近一帯のガス供給を不能にした。

提案理由

水道管漏水事故による被害者東京瓦斯株式会社に対する損害賠償 の額を決定したいので提案する。

参考

事件の概要

1 発生日時

平成 19 年 5 月 18 日 午 前 7 時 31 分 頃

2 発生場所

金沢区富岡西三丁目1,174番の35地先

3 事故の状況

金沢区富岡西三丁目1,174番の35地先の道路下に敷設されている内径20ミリメートルの水道管(昭和43年敷設)が老朽化したことにより漏水し、このため被害者の内径50ミリメートルのガス管を破損し、一時、付近一帯(326世帯)のガスの供給を不能にした。

4 事故の原因

本件水道管が老朽化したことによる。

地方自治法(抜粋)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第 1 号 か ら 第 12 号 ま で 省 略)

(は) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第14号、第15号及び第2項省略)

地方公営企業法(抜粋)

(地方自治法の適用除外)

第 40 条 (第 1 項 省 略)

2 地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、 地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、 訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公 共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定 めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第 13号の規定は、適用しない。

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(抜粋)

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 水道事業または工業用水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

(第1号省略)

(2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害 賠償の額の決定

(ア省略)

イ 交通事故以外によるもの 3,000,000円

(第3号省略)